

学部の入学者数

令和元年5月1日現在

学部名	性別	入学志願者数 計	入学者数（年齢区分別）																	計のうち再掲1			計のうち再掲2 留学生	
			17歳以下	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳以上	計	外国の学校卒	専修学校高等課程卒		その他（高卒認定等）
			文学部	男	270		43	19	1							1								64
	女	381		98	20	2														120				
教育学部	男	230		69	22	5														97			1	
	女	387		120	23	4														147				
法学部	男	373		81	17	2							1							101	1			1
	女	287		95	18	1														114			1	
理学部	男	539		127	32		1										1			161				
	女	215		35	8	1	2													46				
医学部（医学科）	男	415		25	24	10	6	6	2		3	1	1	1	1	4	1			85			1	
	女	205		12	12	3	2	1	1											31				
医学部（保健学科）	男	100		20	11	1	1													33				
	女	338		90	22	4	1								1					118				
薬学部（薬学科）	男	142		17	3	3	1	1												25				
	女	188		19	13	2	1													35				
薬学部（創薬・生命薬科学科）	男	75		11	9	1									1					22				
	女	55		13	2	1														16				
工学部	男	950		311	95	17	1													424	4			7
	女	231		83	14	3														100	1			

留意事項

- ・入学志願者数欄には、募集に応じて願書を提出した者の数を、項目の区分に従い計上。
- ・入学者数欄には、令和元年度に入学した者（補欠入学者は含むが、編入学者は除く。）で、5月1日現在に在籍する者の数を年齢別（4月1日現在での年齢）に区分し計上。したがって、一度入学手続きをしても5月1日までに退学、除籍した者は除く。なお、入試を行わずに入学した留学生（国費留学生・外国政府派遣留学生等）も含めるものとする。
- ・「外国の学校卒」とは、学校教育法施行規則第150条第1号に定める「外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者」である。
- ・「専修学校高等課程卒」とは、学校教育法施行規則第150条第3号に定める「専修学校高等課程の修了者」である。
- ・「その他（高卒認定等）」とは、上記以外の者で学校教育法施行規則第150条に定める者（「高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者」等）。
- ・「留学生」とは、出入国管理及び難民認定法第2条の2別表第1の4に定める「留学」による在留資格によって、入国した者である。なお、同法による他の在留資格によって入国し、その後所定の手続きを経て「留学」に変更することを許された者も留学生として扱う。
- ・入学者数と入学志願者数欄には、学内でいくつかの学部の志願を認めていて、試験の結果第二志望の学部に入学者の場合は、入学した第二志望の学部の「入学志願者」と「入学者」とする。